

第七回 内閣委員会 議事録 第十八号

昭和二十五年四月十七日(月曜日)

午後一時四十七分開議

出席委員

委員長 鈴木 明良君

委員 江花 静君 理事 小川原政信君

理事 奈良 治二君 理事 鈴木 義男君

理事 船田 亨二君

飯塚 定輔君

尾関 義一君

永田 節君

風早 八十二君

出席國務大臣

農林大臣 森 幸太郎君

國務大臣 青木 孝義君

出席政府委員

(總理府事務官)

(恩給局長)

農林技官(農

業改良局長)

通商産業事務次官

海上保安庁次官

労働事務次官

官房総務課長

経済調査官(中央経

済調査官(中央経

済調査官(中央経

済調査官(中央経

済調査官(中央経

済調査官(中央経

済調査官(中央経

済調査官(中央経

済調査官(中央経

済調査官(中央経

済調査官(中央経

済調査官(中央経

済調査官(中央経

済調査官(中央経

済調査官(中央経

逸君、牧野寛索君、水田三喜男君及び木村榮君辞任につき、その補欠として松田鐵藏君、尾関義一君、永田節君、大西弘君、玉置信一君及び風早八十二君が議長の指名で委員に選任された。

四月十四日

農林省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一七一号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件

連合審査会開会に関する件

通商産業省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三四号)

恩給法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一五六号)

労働省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一六一号)

経済安定本部設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一六四号)

海上保安庁法の一部を改正する法律案(内閣提出第一六六号)

経済調査官(中央経済調査官)監査部長

委員外の出席者

議員 上村 進君

建設事務員(大臣官房文書課長) 小林興三君

専門員 島村 浩君

専門員 小関 紹夫君

四月十五日

委員佐藤榮作君辞任につき、その補欠として首藤新八君が議長の名で委員に選任された。

同月十七日

委員井上知治君、坂本實君、田中萬

農林省設置法の一部を改正する法律案

農林省設置法の一部を改正する法律案

農林省設置法(昭和二十四年法律第百五十三号)の一部を次のように改正する。

目次中(第三十六條(第四十條))を(第三十六條(第四十一條))に改め、「第二款 資料調整事務所(第四十一條)」を削り、「第三款 作物報告事務所」を「第二款 統計調査事務所」に改める。

第四條第三十二号中「開拓用機械器具」を「開拓及び土地改良事業(農地及び農業用施設の災害復旧事業を含む。以下同じ。に用いる機械器具)」に、「第三十三号中「土地改良事業」を「開墾建設工事若しくは土地改良事業」に、「第三十四号中「土地改良事業」を「開拓又は土地改良事業」に改める。

第四條第五十二号中「及び森林害虫の駆除又は予防」を削る。

第四條第六十二号を次のように改める。

六十二 削除

第八條第二項中「前項第三号」の下に「及び第六号」を加える。

第九條第一項各号を次のように改める。

一 農地及び農業水利の制度に関する企画を行うこと。

二 自作農の創設及び維持に関すること。

三 農地の移動廃用を統制し、その他農地関係の調整を図ること。

四 土地及び水等開発資源の調査及び開発に関する企画を行うこと。

五 開拓及び土地改良事業の長期計画及び地区計画に関すること。

六 入植並びにこれに伴う開墾作業及び農業の指導助成を行うこと。

七 開拓者資金の融通を行うこと。

八 自作農創設特別措置特別会計及び開拓者資金融通特別会計の経理を行うこと。

九 土地改良区及び土地改良区連合の組織及び管理についての指導監督を行うこと。

十 農地等の交換分合の指導助成を行うこと。

十一 国営の開墾建設工事及び土地改良事業の実施に関すること。

十二 開墾建設工事及び土地改良事業の技術上の指導監督及び助成を行うこと。

十三 開拓及び土地改良事業に用いる機械器具及び資材の管理及びあつ旋に関すること。

第九條第二項中「第五号から第七号まで及び第九号を」と及び第六号から第十号まで」に改め、同條第三項中「第一項第四号」の下に「及び第五号」を加え、「及び第八号に掲げる事務のうち国営の土地改良事業を実施するための調査及び計画に関するもの」を削り、同條第四項中「第一項第八号に掲げる事務のうち国営の土地改良事業を実施するための設計及び工事に関するもの」を「第一項第十一号から第十三号までに掲げる事務」に改める。

第十一條第一項第十三号を削る。

第十三條中		
「農業技術研究所」を「農業技術研究所、農業総合研究所、農業機械指導所」に改める。		
第十四條 農業技術研究所は、農業に関する技術上の調査研究、分析、鑑定及び講習を行う機関とする。		
2 農業技術研究所は、東京都に置く。		
3 農業技術研究所の内部組織については、農林省令で定める。		
(農業試験場)		
第十五條 農業試験場は、その所在する地方及びこれと農業事情を等しくする地方における農業に關し、技術上の調査研究、分析、鑑定及び講習を行う機関とする。		
2 農業試験場の名称及び位置は、左の通りとする。		
名 称	位 置	
北海道農業試験場	北海道	
東北農業試験場	岩手県	
関東農業試験場	埼玉県	
北陸農業試験場	新潟県	
東海近畿農業試験場	三重県	
中国四国農業試験場	兵庫県	
九州農業試験場	福岡県	

3 農業試験場の内部組織については、農林省令で定める。

第十六條及び第十七條 削除

第十九條を次のように改める。

第十九條 削除

第二十三條第二項を次のように改める。

2 肥料検査所の名称、位置及び管轄区域は、左の通りとする。

名 称	位 置	管 轄 区 域
東京肥料検査所	東京都	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県、新潟県
札幌肥料検査所	札幌市	北海道
仙台肥料検査所	仙台市	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
名古屋肥料検査所	名古屋市	富山県、石川県、岐阜県、愛知県、三重県
神戸肥料検査所	神戸市	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県
福岡肥料検査所	福岡市	山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

第二十七條第二項を次のように改める。

2 動物植物検査所の名称、位置及び管轄区域は、左の通りとする。

名 称	位 置	管 轄 区 域
横浜動物植物検査所	横浜市	北海道、青森県、岩手県、秋田県、山形県、宮城県、福島県、新潟県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県、新潟県
神戸動物植物検査所	神戸市	石川県、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、徳島県、高知県、山口県（下関市を除く。）
門司動物植物検査所	門司市	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、鹿児島県、大分県、宮崎県、下関市

第二十八條第二項を次のように改める。

2 農村工業指導所は、新産業に置く。

第二十九條を次のように改める。

(農業機械指導所)

第二十九條 農業機械指導所は、農業機械に関する技術の指導、調査及び試験を行う機関とする。

2 農業機械指導所は、神奈川県に置く。

3 農業機械指導所の内部組織については、農林省令で定める。

第三十三條第一項第三号を削り、第四号を第三号とし、以下順次一号ずつ繰り上げ、同條第二項の表中静岡畜産牧場及び鹿児島畜産牧場の部を削る。

第三十四條第一項の表を次のように改める。

種 類	目 的
農林物資規格調査会	農林畜水産物の規格及び標準に関する事項を調査審議すること。
農林金融改善特別融通損失審査会	農林中央金庫特別融通及損失補償法（昭和七年法律第三十二号）、農村負債整理組合法（昭和八年法律第二十一号）、農村負債整理資金特別融通及損失補償法（昭和十二年法律第七十七号）又は臨時農村負債処理法（昭和十二年法律第六十九号）による特別融通によつて市町村、農林中央金庫、日本勧業銀行、農工銀行又は北海道拓殖銀行の受けた損失及びその額を決定すること。
農業共済再保険審査会	農業災害補償法（昭和二十二年法律第八十五号）により政府の行う再保険に関する事項を審査し、並びに農業災害の発生予防及び防止その他農業災害補償に関する事項を調査審議すること。
中央農業調整審議会	主要食糧農産物についての農業計画その他食糧確保臨時措置法の施行に関する重要事項を審議すること。
農業資材審議会	農産種子法（昭和二十二年法律第十五号）及び農業取締法（昭和二十三年法律第八十二号）に規定する権限並びに農機具の検査を行うとともに、農産種子、農業及び農機具に関する重要事項を調査審議すること。
中央農地委員会	農地調整法（昭和十三年法律第六十七号）その他の法令によりその権限に属させた事項を処理し、及び農地に関する重要事項を調査審議すること。
中央作況決定審議会	主要食糧の作況決定に関する重要事項を調査審議すること。
獣医師免許審議会	獣医師試験を実施し、その他獣医師に関する重要事項を調査審議すること。
装蹄師試験審査会	装蹄師法（昭和十五年法律第八十九号）に基く装蹄師試験に関する事務をつかさどること。

第三十五條中「資材調整事務所」を「統計調査事務所」に改める。

第三十六條を次のように改める。

た総合研究機関とし、原則として全国的共通の問題及び地域にわたり比較検討を要する問題について、試験研究を行うものであり、七つの農業試験場は、それ／＼その地域内にある現行機関の各支場を統合して、同じく一場長の下に統轄された総合機関とし、原則としてその地方及びこれと農業事情を同じくする地方における問題を取扱うものであります。以上のような構想の下に、はじめて真に総合的有機的であり、同時に实际的、効果的な試験研究を能率的に遂行することができると考えております。

第二点につきましては、資料調整事務所は最近の物資供給統制の解除、緩和の趨勢により、その取扱事務も漸減している実情に対処し、かつまた地方自治権強化の趣旨にもかんがみまして、この際その所掌事務を都道府県に委譲することとして、本事務所はこれを廃止しようとするものであります。しかし、電力、石油等の物資の割当配分事務及び輸送事務については、その性質上、地域的な観点からの調整を必要とするものでありますので、これに関する事務については地域ごとに指定する食糧事務所をして、当分の間行わせることができるようにいたしてあります。次に本炭事務所については、昨年夏の薪の統制解除、木炭の因による買上げ廃止に次いで、去る三月には木炭の全面的統制撤廃が行われ、その存立の目的を失いましたので、残務整理期間を考慮して本年末をもつて廃止することといたしました。

第三点の審議会等の諮問機関の整理統合につきましては、終戦後のこの種諮問機関が数多く設置され、行政の民主

化に資するところが大きかつたのであります。その反面幾分乱立のきらいを免れず、行政責任の所在の不明瞭化、事務の複雑滞滯化等好ましくない傾向も見受けられますので、行政機構の簡素化による予算の節減という点をあわせ考え、現在の二十九の諮問機関を十二に整理統合いたそうとするものであります。

なお、この問題につきましては、さらに根本的な再検討を必要と考え現在準備を進めておるのであります。

第四点である食糧庁の部制の改正については、現在の食糧部及び食品部をそれぞれ業務第一部及び業務第二部に改称するとともに、総務部及び食糧部において分掌している輸出入関係の事務を業務第二部に移管し、これを一括して取扱わせることとしたのであります。これは最近の食糧輸入量の増大及び民間貿易の拡大に伴つて、これに関する事務分量が増加し、食糧管理行政において占める比重も大きくなつて来ますので、これを強力に統一的に遂行する必要があるのかんがみ、他方食品関係の統制緩和により、現在の食品部の事務量が縮小する傾向にあることを考えあわせて、各部の事務分量が均衡を保つよう再配分しようとするものであります。

今回の改正の骨子は以上御説明申し上げた通りであります。このほか細部の改正としては、栃木農林工業指導所、静岡及び鹿児島畜産牧場の廃止、仙台肥料検査所の新設、動植物検疫所及び肥料検査所の管轄区域の明文化、農業機械管理所の事務内容の変更、それに伴う改称、農地局及び農地事務局の所掌事務に関する表現の改正等を

規定いたしております。

農林省設置法の一部を改正する法律案の提案理由の概要は、ただいま申し述べた通りであります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決くださるようお願いいたします次第であります。

○鈴木委員長 以上をもつて政府側の説明は終了いたしました。何か御質疑はありますか。

○鈴木委員長 御質疑がなければ、次に恩給法等の一部を改正する法律案を議題といたします。御質疑はありますか。

○飯塚委員 この法律案によつて恩給額の改訂は、今年一月一日にさかのぼることになつてゐるようであり、その改訂手續が完了して、受給者が改訂額によつて実際に支拂いを受けるとはいつごろになるのでありましようか。この点ひとつ伺ひたいと思ひます。

○三橋政府委員 恩給局長が裁定いたします恩給につきましても、本年の七月一日の支給期におきましては、増額改訂されましたものを支給できるよう準備を進めてゐるのでございまして、相当大きな改正でありますので、あるいは若干のものにつきましても遅れるようなものもあるかもしれませんが、ただいまのところにおきましては、そういうものがないような手はずのもとに準備を進めております。地方の府県知事の裁定します恩給の恩給につきましても、まだこの法案が国会において通過いたしませんので、地方の方におきましては、ただここのうふうな法案の改正があるというところを示しまして、大体うちわに話をいたし

まして、その準備を進めるように懇願はいたしておりますけれども、まだ本格的に準備を進めるまでには至つてないやうに思つております。しかしこの地方府県知事の裁定します恩給につきましても、恩給局長の裁定します恩給より、若干遅れて増額されるようになるとも思ひますが、おそくともその次の十月の支給期までには、大部分の恩給の支拂いはできるやうにとりかはらえるやうに当局としては事務の指導をするつもりであります。

○飯塚委員 なお私の希望といたしましては、これが一日もすみやかに受給者の手に渡るやうに、一段の御努力をお願いする次第であります。

○風早委員 恩給額の改正は、これはベース改訂に伴う当然の処置でありまして、一刻も早いことが必要であることはわれ／＼も同感であります。この改正運動に伴ひまして、ある県下では、これは全県下にわたつておりますが、恩給法を改正してやる、それについては政党や政府筋へい／＼運動しなければならぬというので、運動資金を徴収してゐるというやうな事実があるわけでありまして、こういうことはなほ遺憾だと思つてゐるが、政府の方ではこれらを一体どういうふうに考えておられるのですか。これは非常に川県で実際に起つていて、みんな非常に迷惑してゐる。

○三橋政府委員 恩給のいわゆる増額につきましても、恩給受給者の中から、私も、あるいはまた国会の関係方面に、あるいはまた陳情されてゐることは承知しておりますが、そういうやうな方々が陳情されるのは、私はどういふやうな方法で、またどういふやうに金を出し合つて陳情されておられるのか、全然存じていないところでもあります。今のお話のやうなことは、実際のどの方面に行われておられるかということも全然承知してゐないところでありまして、今お話の点に對しまして、どういふやうに考へてゐるかということを言われまして、実はどういふやうに処置するということとは、私たちは考へておりません。

○風早委員 結局当然やるべきことが、いつまでもぐず／＼とやられないで、おるために、やはりその間に運動というやうなことで起つて、まずそれについて運動資金の徴発ということが起つておるのだとわれ／＼は見るわけなんです。それから、そういう意味から、おそまきながらも、この恩給法の改正とすることが一刻も早く行われるということとをわれ／＼も要請するわけなんです。そういう事実は、神奈川県、全県下でわれ／＼は幾らでもその事実を知つておるわけですが、そういうことを、あなたの方でどうしろこうしろと言ふこともできないかもしれせん。そういう事実もあるくらいでありますから、これはむしろこの問題について、非常に政府が怠慢であるという見解を私どもは持つておるのであります。そういう意味で、実はちよつと御質問したわけですが。

○鈴木委員長 他に質疑はありませんか。――質疑がなければ、これより討論に入ります。討論の通告があります。○飯塚委員 恩給法の改正に關しましては、自由党といたしましては全面的に賛成の意を表するものであります。

但しこの恩給は、ただいま風早君からも御質問があつたように、支給する当局の手続が遅れるというようなことは、非常に重大な問題だと私も考えておるものであります。この制度がますます以上は、ほんとうに国家の恩給という、その恩典に浴しておるといふ氣持をはつきりと受給者に與えるように、受給の方法におきまして、さらに国家財政の許す範囲におきまして、将来の増額を希望するものであります。現在といたしましては、これ以上に増額することはあるいは不可能かとも思ひます。但しこの現在の仮定俸給年額を見ますと、二十三年の改正以来非常な大飛躍を來しておつて、当局の御配慮のほどよくわかります。しかしこれが恩給額となつて現われる場合には、現在の生活状態から考えますと、かなり詰まつた生活をしなければならぬ。何も恩給によつてのみ生活しなければならぬというわけではありませぬけれども、この恩典に浴して生活を、そういう点から考えますと、恩給の月額収入は、実際の生活とかなり隔たりのある収入になるのではないかと、これを私は心配するのであります。どうか国家財政の上から考えても、早急により以上の増額ということはあるいはむずかしいかもしれませぬけれども、このような大英断をもつて増額を決定せられた当局において、さらに一段と、ほんとうに恩給の恩典に浴し得るといふ氣持を受給者に起させますように、できるだけ将来の増額ということも御考慮に入れていただきたいということを強く要望いたします。この改正案に全面的に賛成する次第であります。

○鈴木委員 次は鈴木義男君。

○鈴木委員 社会党といたしまして、これは当然の改正でありますから、賛成であります。ただ幾多まだ不完全なところがあり、また将来さらに改正を希望する点があります。それらはすべて後日に譲りまして、と賛成の意を表するものであります。

○鈴木委員 次に風早八十二君。

○風早委員 私は日本共産党を代表して、この法案に賛成の意を表するのであります。この法案は實際問題として、今他の委員の方も御指摘になりましたように、これでもつて實際食べに行くというわけには行かない、またそんなことはできるはずもない。やはり問題は社会保障制度というものを根本的に確立するところにあるのであります。私ども日本共産党としてはかねて、これは社会党におかれてもかねて熱心に主張しておられますが、十分な社会保障制度というものをやはり確立する必要があると思うのであります。その点から言いますと、実は特に官公庁関係にたいへん從事したという人だけが、この恩典にあずかるというべき性質のものではないのであります。全國民がそれ／＼直接、間接の區別はありますけれども、やはり國家にそれ／＼の分担において奉仕して來たわけでありまして、これに對して國家としては、當然食べられない者に對しては社会保障をしようというものがあつてしかるべきだと思つておつても、實際の現狀問題として、社会保障制度を待つておるわけには行かない。そういう意味で、過渡的な意味におき

まして、とりあえずこの恩給法の改正、そのベース改訂に伴う一つの實質の給與の増額ということが當然必要になつて來ると思つておつて、そういうきわめて過渡的な意味におきまして、われ／＼はこの法案の實現が一日も早からんことを切望するものであります。この理由でこの改正案に對して全面的に賛成するものであります。

○鈴木委員 これにて討論は終局いたしました。

採決いたします。本案に賛成の方の御起立を願います。

〔議員起立〕

○鈴木委員 起立議員。よつて本案は原案の通り可決いたしました。

○鈴木委員 次に通商産業省設置法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

御質疑はありますか。――御質疑がなければ、この際委員長の手元へ修正案が提出されておりますので、提案者より修正案の説明を願いたいと思ひます。玉置信一君。

○玉置(信)委員 それでは通商産業省設置法等の一部を改正する法律案の修正案提出の理由を簡単に御説明申し上げます。

一、通商産業省設置法の改正案中、(1)輸出信用保険法及び輸出信用保険特別會計法の施行に伴い、その経理事務を通商振興局経理部において所掌せしめるため、所要の修正を行い、(第一條中、第七條及び第九條 通商産業局において輸出信用保険の事務を取扱わせることの規定を加へること。(第二條中、第二十四條)今後貿易公團の全面的縮小が予想されるので、政府輸入業務

を臨時通商事務局に所掌せしめるため、所要の修正を行うこと、(第一條中、第十五條の二第一号)

二、工業技術府設置法の改正原案中、(1)工業技術協議会の委員の任命権者を、國家公務員法の原則に従つて工業技術府長官とすることに修正すること、(第二條中、第六條第六項)

三、改正原案の附則中、(1)この改正原案の施行期日は昭和二十五年四月一日であるのを、公布の日より施行するに修正し、附則第二項、第三項の規定は、商工資材事務所の廃止の時期である昭和二十五年四月一日にさかのぼつて適用することに改める。(附則第一項)右に伴い、商工資材事務所の職員に對する恩給法の適用規定である附則第二項中、「この法律施行の際」を、「昭和二十五年三月三十一日において」に修正する。(3)またこれに伴い、商工資材事務所の物品を都道府県に無償譲渡する規定を加へる。従つて改正原案附則第三項を第四項とする。

右のように修正せんとするものであります。なおこの設置法の一部を改正する法律案の内容につきましては、お手元に配付してありますものを速記に載せることを御了承願いたいと思ひます。

○鈴木委員 これにて修正案の説明は終了いたしました。これより討論に入ります。風早八十二君。

○風早委員 この通商産業省の改革につきましては、かね／＼本委員会において、また通商産業委員会との合同委員会においていろいろ質疑がなされてきて、われ／＼もこの質疑に参加したわけでありまして、どうも政府の御答弁を承りますと、いよ／＼われ／＼の

この改革に対する一つの疑問が深まるを得なかつたわけでありまして。その根本点は、つまり現在の吉田内閣のやうとしておる一つにおきましては、いわゆる手放しの自由経済、吉田内閣は手放しの自由経済とは言われないのでありますけれども、事實上次々に統制をはずして行く、その場合におきまして、その統制をはずす用意というものが一方においてなされておらない。これは石炭の場合におきましても同様でありまして、今回炭炭局と石炭生産局を炭炭局一本にする、これもまだはつきりしておらない。いわゆる石炭炭管のあの制度の廃止というふうなものをあらかじめ前提にしておられますが、これは大問題であると思ひます。そういうものを前提にして、かつてにその想定せられたる政策に順応するように機構をかえて行く、この点は至るところに出ております。電力局におきましても、これを大いに今度は縮小されるわけでありまして、結局これもレギュラトリ・ボディというふうなものがやがてできて行くであらう、こういうことをあらかじめ前提にしておられる。しかしこれとても今おそろく全野黨並びに自由黨の諸君の中にも、相当数これに對しては非常に疑問を持つておる人たちが多いためでありまして、そういう状態であらうか政府が一方的にそれを想定して、それに順応するよううにこの機構の改革をしておられる。こういふふうな点を見ましても、はなはだ今回の改正はその趣旨においてわれわれ疑問を持たざるを得ないのであります。

第二には、この改正が日本の国内の産業の発展というものと、いわゆる貿

易というものと、この二つの関係におきまして、言いかえれば国内の市場を開発して行くか、国外の市場を第一にするか、この点におきまして、政府はつきりと国外市場第一主義、貿易第一主義ということを答弁しておられる。これは実際問題として、今までの戦前のわが国経済の失敗を証明した方向なものでありまして、戦後においてやはりそれをとうとうとしておる。現在吉田内閣に至つてそこにだけがついてくるとしておる。これは根本的にひとつ改正なさる必要があるのではないかと、このことをわれわれは政府に対して質問いたしましたのでありますが、政府は全然反対だ、やはり貿易第一主義だというふうなお話でありました。その結果は今までの低賃金、低米価、さらに重税、また労働強化といったようなこの国内の購買力をいづれもますます縮めて行くような方向が、依然として続けられておる。その基礎の上にこの国際市場への発展ということがなされる。それでもつてなおかつ貿易がやられれば、それでさしつかえないのでありますけれども、その結果貿易は事実行き詰まつてしまふ。どこに貿易の行き詰まりがあるかと言へば、結局そこにあるのだというわれわれの見解からいたしまして、根本的に吉田内閣の貿易第一主義というものは疑問を持たざるを得ない。ましてやこの貿易というものが、現在はまださういふ経済的な面からだけ見られるのではなくして、われわれが指摘しておりますように、これが東南アジアを中心とした、いわゆる軍事基地化というものの建設のための、資材のやりとりというところに、非常にさういふ方向に急

速に向いつつあることを考えれば、なおさら非常に疑問を感じざるを得ない。ところがさういふ意味での非常に危険を含んだ貿易第一主義というものを前提にせられて、それを基礎にしていわゆる臨時通商事務局のごときも考へておられる。その点でまずこの機構改革の前提になる政策に反対であると同時に、それに順応せんとするこの機構改革には反対せざるを得ないということでありまふ。

さらに第三には工業技術庁の問題であります。これとても工業技術庁を拡張せられることは一概に私どもは否定しません。これがしかしながら、その職員や技術者に対して十分な恩恵になる、つまり技術者の待遇を改善する、技術を大いに向上させるという意味で、増員なりまた費用の増額なりが実際に行われるならば、これは非常にけつこうなことだと思ひます。しかし今回の工業技術庁の拡張ということとは、明らかに外国からの技術の導入、特に特許関係のいろいろな権利、特許権の使用というふうな方向でなされる外国技術の導入、その趣旨が根底にあるというところは、これは説明をまつまでもなく明らかになつたところでありまふが、さういふ意味で、これもまた今政府がやつておられます外資導入第一主義のその同じ問題をそこに持つておるのではないかと、さういふ意味で、われわれは容易にこれに対しては賛成をしがたいのであります。

最後に経済調査特に産業調査の問題がある。政府はこの調査統計部というものゝを縮小せられる。縮小というものは、つまり原局にそれを配分して結局は縮小せられる。全体の数が少しばかりふえると言われまふけれども、実際に調査統計部として残るところは三分の一くらいに縮小せられてしまふ。さういふような状態になりまして、その結果調査統計部で働いておる人たちの訴えによりまして、それでは実際まじめな調査ができない。また総合的な調査ができない。原局にやられればいろいろの弊害がありまして、事実上また現局では調査統計事務に携わるといふよりも、ほかの仕事に追いまわされるという危険が多分にあるさうでありまして、さういふ危険を冒して、わざわざこれを縮小して行くということに非常な問題がある。思うにこれはやはり現在吉田内閣がつておられます産業統計、調査、さういふものに対する非常な無関心、冷淡、さういふところに問題があるのではないかと思ふ。これらは一々これを申し上げる必要もありません。その調査によつて実績が明らかにされたという場合に、これが発表を禁止される、あるいはまたその見解がいささか現在のドッジ・ラインにそれておる、しかしながら実際国民の必要からドッジ・ラインの修正という線が出て来る、さうなればやはりこれを押える。さういふふうにして実績を明らかにし、その上に立つて政策を立てて行くという場合に、その実績を明らかにすること自身に対して非常に恐怖を持つておられる。さういふふうなことではとうていまじめな政策は行えないと思ふのであります。今回の調査統計部の改編を通じて、やはり吉田内閣の性格の一面が現われておる。さういふ意味でもこれははなはだわれわれの賛成しがたいところである。

以上のいろいろな理由を総合いたしまして、結局この機構改革の根底にある、そのためにやられるというその目的である政策そのものに對して、われわれは全面的に反対せざるを得ない立場から、さういふ政策に順応せんとするこの機構改革には全面的に反対せざるを得ないわけでありまふ。これがわれわれ共産党の本案に対する反対理由であります。

小企業庁の機構の改革につきましては、はなはだ不十分である。またわれわれの主張と反するものがあるという意味において反対いたしますのであります。さういふ理由で反定するかということの説明申し上げますと長くなりまふから、わが党の議員から質問をいたします際にその所見を申し述べておいたのでありますから、これを援用して反対の理由にいたします。

六

○鈴木委員 次は飯塚定輔君。
○飯塚委員 ただいま共産党の風早君からいろいろこの法案の改正に對して御懸念があるやうでありましたが、私は自由党を代表してこの改正案に對し、すなわちただいま出ました修正案に賛成し、さらに修正部分を除いた原案に對して賛成の意を表するものであります。

○鈴木委員 起立多数。よつて本修正案は可決いたしました。次にたまたまの修正部分を除いた原案について採決いたします。原案に賛成の方の御起立を願ひます。

〔賛成者起立〕

理由は、さきめて簡単に申し上げましたが、この提案理由の説明をせられましたときにもよくおわかりのことと思ひますが、通商産業省の任務、権限、組織等を整備する必要がある。従つて風早君がただいま御懸念されたやうに、その背後にある自由党、現内閣の政策、これは決して御懸念のようなことは私は絶対にないと思ひます。それを實現するためにこの改正を必要とせられたのでありますから、この点は絶対に御懸念がないと思ひます。この意味におきまして、私は簡単でありますけれども賛成の意を表するものであります。

○鈴木委員 次は経済安定本部設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。御質疑はありますか。御質疑がなければこれより討論に入ります。討論の通告がありますから順次これを許します。風早八十二君。

○風早委員 簡単に申し上げます。私は日本共産党を代表してこの安本の機構改革に反対意見を表明するものであります。

○鈴木委員 次は鈴木義男君。
○鈴木委員 社会党はこの改正案に對して賛成いたしかねるのであります。幾多の点において不満であります。が、ことに石炭行政機構あるいは中

安本は、特に大事なことは長期計画の立案というところにあると思ふのであります。が、さういふものは一体これ

からどうなるのであるか、こういう点が最近においていよいよ不明確になった。ことに長期計画について昨年末期に相当なものが出来たわけであり、しかしながらこれが発表まじわになつて発表せられなくなつたというふうなきききもある。そのときの稲葉秀三君なんかもそのためにやめてしまつた。その問題の本質は、結局ドッジ・ラインというのに対してどうしてもこれでは日本はやつて行かれないのだ、これはおそろくどの政党を問わず皆さんひとしく感じられておることだと思ひます。その点についての具体的なデーターを出しまして、これに對する新しい——ほんのわれ／＼から見れば問題にならないような修正であり、その修正の見解をそこにはのめかしたというだけで、もうそれはどうにもならない、こういつたようなまづたく自主性のないやり方で、長期計画も何もあつたものではないのであります。一体安本というものは、そういう意味でははなはだ問題になつて来る。もと／＼調査系統は、具体的に言えば社会党の和田博雄氏系統の一つの色彩がずつとありまして、社会党の色彩がある。これがやはり自由党の吉田内閣としてはいろいろさしさわりのあるらしい。そういう点で順次これを縮小して行こう。とかく世間でも池田大蔵大臣と青木安本長官——青木安本長官は決して池田大蔵大臣と対立するといふわけではないのでありまして、その二つを対立させている。どうもいつも安本は旗色がわるい。みんなこれは社会党の調査系統、ことに長期計画の立案、こういうものに対してとかく冷淡

であり、また無関心であり、場合によつてはせつかくそれが出て来ても、これはその趣旨に反するといふので禁止してしまふ。こういうやり方で安本の運営がはたしてうまく行くかとわれわれは考えるのであります。結局手放しの自由経済というものの当然の帰結として、安本というものはおそろくいふやうな方向は現在の日本の実情に照らしまして、決してこれは有益なことではないとわれ／＼は考えるのであります。この点で今この改正に對しては、一々どこをどうというやうなこまかいことは省きますが、はなはだわれわれは疑問を持つものであります。これにこの改正を機として首切りが行われる。全体として二千四百名も首を切られるといふことになる。しかも首を切るならば切るで、ほんとうに合理的な理由があり、実際にそれでもつてあつたがさしつかえないやうに、同等以上の仕事で運営できるというならばとなくであります。そういうやうな点で非常に調査系統あるいは計画立案の事業そのものを縮小して行くといふ傾向が明らかに出来て来ておるのであります。その意味でもこれははなはだ問題である。しかも下級の職員諸君はほとんど首を切りながら、次長級など高級の官僚はかえつて増員するといつたやうなことをやろうとしておる。これなどは明らかに戦後第一次の吉田内閣のときにすでにこういう形が出て来たわけでありまして、高級官僚のいすをどん／＼ふやしておる。実際にいすをそれらの人たちのふえる割合といふのは、下級官僚の、実際に仕事をやる職員たちのふえる割合をはるかに凌駕

してふえておる。こういう形がまた今度も出て来ておる。これではほんとうに吉田内閣の言われるいわゆる行政整理、縮小簡素化、こういう点からいつても矛盾しないか。いすれにしましても、われ／＼はこういう多数の職員をいれなく首にし、それによつていわゆる自由経済というものを裏づけて行くための機構改革をやる。こういう根本的な行き方に対して絶対に反対であります。個々の点は今一切触れないことにいたしますが、これらの根本的な吉田内閣の行き方に対して、われ／＼は反対であります。がゆえに、この機構改革に對しても全面的に反対の意思を表明するものであります。

○鈴木委員 次は飯塚定輔君。

○飯塚委員 行政機構の改革、その機構の簡素化については今の内閣ばかりでなく、前から相當重要な問題として取上げられておつたのであります。ことに現在経済情勢の推移に應じて、経済安定本部の中央及び地方を通じての機構の簡素化をはからんとするのであります。これは自由党としては全面的に賛成する次第であります。きわめて簡単でありますけれども、私は自由党を代表して本案に賛成するものであります。

○鈴木委員 次に鈴木義男君。

○鈴木委員 社会党はただ行政機構の簡素化あるいは改革といふだけで足る問題でなくして、きわめて重大な国家政策を含んでおる問題であります。理由はすでに質問の際にも申し上げたので省略いたしますが、この改革には反対いたしますのであります。

○鈴木委員 これに對して討論は結局いたしました。ただちに採決いたします。

〔賛成者起立〕

○鈴木委員 起立多数。よつて本案は原案の通り可決いたしました。

この際お諮りいたします。本日採決いたしました三案に関する委員会報告書の作成に關しましては、委員長に御一任願いたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○鈴木委員 御異議なければさようとりはからいます。

○鈴木委員 次は海上保安庁法の一部を改正する法律案を議題といたします。この際運輸委員上村進君より發言の申出がありますので、これを許し、いと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○鈴木委員 御異議なければさようとりはからいます。

で起きた場合か、もしくは陸の上で起きた場合か、こういうことが法文の上ではつきりしておりませんので、この点を明確にしたいと思ひます。

○大久保政府委員 海上保安庁は海上保安庁法の第一條におきまして、「港、湾、海峡その他の日本国の沿岸水域に對して」といふふうに海上保安庁の行政所掌範圍を明確にいたしておりますが、その範圍に起きた事案でございます。

○上村進君 そうすると港といひましても、水面も港です、陸上のある一部分も港といふふうに解するのが常識ですが、今のお答えですと陸上は入らぬといふことになるのでしうか。

○大久保政府委員 港の範圍は、別に港域法によつて一定の水域を港といふことにとりきめてあります。それ／＼各港域において具体的に一線を引いておるわけでありまして、その範圍内でありまして、陸上には及ばないわけでありまして。

○上村進君 次に、事案に際し必要があるときは、付近にある人及び船舶に對して協力を求めることができるという文句がありますが、これをこの際につきりしておきたいと思ひます。付近といふのは一体どの程度のものか、付近の範圍、それから「人及び船舶」といふのですが、これもどうもはつきりしていない言葉であります。どういふ人なのか、また船舶といふのはどういふ船舶に對して言ふのか、これらの点をはつきりしておいていただきたいと思ひます。

○大久保政府委員 ただいまの御質問の、第十六條の「附近にある人及び船

船」と申しますのは、たとえば従来録

載いたしました事案から申しますと、

デラ台風その他の台風による大災害で

ございまして、かような場合におき

ましては、どういたしまして、海上

保安庁の職員だけでは十分な救護がで

きないわけでありまして、そういう場合

におきましては、その付近にありま

人あるいは船舶の出動を求めて救済を

する、かようにいたしたいと考える次第

であります。

○上村進君 その付近というのは結局

常識で考えるわけですが、法文の

上においては、やはり解釈をはずり

じておく必要があると思うのですが、

そうするとこの付近の範囲ということ

は考えていないわけですか。

○大久保政府委員 デラ台風の場合に

は、相当広範囲な水面において海上の

災害が突発したわけでありまして、

そのような場合におきまして、船舶は

もちろん海上であります、人とい

ましては、場合によりまして、一部

すが、その弾薬とかそういうものはど

ういうふうになるわけでしょうか。そ

の武器の数量、弾薬、そういうものの

数量はどのくらいの手定でしょうか。

○大久保政府委員 拳銃は海上保安庁

全体で二千あまり装備いたしております。

弾丸はそれに必要な弾丸と用意

しております。

○上村進君 次に三十五條の二の「航

路啓閉所は、機雷その他航路障害物の

除去及びこれらの処理を行うための機

関とする。」現在には相当機雷があるか

らこれを片づける必要があるのか、そ

う、この掃海をいつ終了するか、そ

ういう見通しはどういうふうになつてお

りますか。

○大久保政府委員 瀬戸内海その他日

本海方面に投下されております機雷は

の整備がどれだけできるかということ

と関係いたしますので、その終期をこ

の明確に申し上げることはできない

のであります。私も一日も早く

これに必要な多額の所要予算を頂戴

をいたしまして、一年でも早くこの掃

海を完了いたしまして、海上における

人命の安全に資したい、かように存じ

ております。

○上村進君 それから航路障害物の除

去という言葉ですが、これはわれ

しろとよくわかりませんが、航路

啓閉所を設けて、職員を置いて、機

雷その他の障害物を除去するという、そ

の障害物はそんなにあるものでしょ

うか。その具体的な例はどういうもので

ございましょうか。

○大久保政府委員 日本の近海には、

戦争の際の船舶の沈没被害がまだ相当

多数残存しております。最も

重要な航路に關係しておりますもの

が逐次これを引揚げ、解決をいたして

おりますけれども、なおまだ相当の

障害が残存しております。それらの戦

争原因による沈没船舶あるいは終戦後

いろいろなものも投下いたしました物

資その他のものが、航路水域にあたつ

て沈んでおる次第であります。

○上村進君 そうすると、大体は戦争

のための障害物の除去ということにな

るのですが、この航路啓閉所の設置と

いうものは暫定的のものということに

なるのであります。か。

○大久保政府委員 航路啓閉所のうち

の機雷に関するもの及び戦争原因によ

る沈没船舶の引揚げは暫定的のもので

の岩礁その他が出て参つたりした場合

におきましては、その他の事案が起る

こともあり得るわけでありまして。

○上村進君 それから三十五條の三で

ございまして、一番末項の方が「第三

條第二項に規定する職員の総数に含ま

れないものとする。」こういふふう

になつておりますが、先日長官の説明に

よると、この含まれない職員というも

のが約一万名ある。そしてそれがおも

に海軍の出身の者であるという説明だ

つたと思いましたが、それはそういう

ふうになつてよろしうございませ

うか。

○大久保政府委員 海上保安庁は従来

の海上保安法によりまして、総人員

のわくを一万名と限定されておるわけ

でございまして、今回の予算によりま

つましては、一般の追放者の処理と

別にかわりはないのであります。新

しく採用いたします者も、国家公務員

法、あるいは従来における追放関係の

諸法規にならしまして扱われるのであ

ります。

○上村進君 私が質問しておるのは、

つまり海軍軍人であつた人たちの優先

的雇用ですか、そういつたことにつ

てのお考えを聞いておるわけです。

○大久保政府委員 優先採用その他の

考えは毛頭持っておりません。

○上村進君 最後にもう一点伺ひし

たいのですが、この海上保安庁の取締

りの範囲の中に、海上のいろいろ犯罪

取締りがあるのですが、そのうちで操

業侵犯、遠洋漁業者が近海に来て捕獲

をする。すなわち操業侵犯ですが、こ

れに對してはなほこの取締りが緩に

過ぎて、近海漁業者の利益が侵犯さ

れがちであるという事実があるのでは

ございまして、それらに対する保安庁の

方針はどういうふうになつておるの

でございましょうか。

○大久保政府委員 海上保安庁が操

業侵犯、遠洋漁業者が近海に来て捕獲

をする。すなわち操業侵犯ですが、こ

れに對してはなほこの取締りが緩に

過ぎて、近海漁業者の利益が侵犯さ

れがちであるという事実があるのでは

ございまして、それらに対する保安庁の

方針はどういうふうになつておるの

でございましょうか。

○大久保政府委員 海上保安庁が操

業侵犯、遠洋漁業者が近海に来て捕獲

をする。すなわち操業侵犯ですが、こ

をしました諸犯罪のうち、密漁は最も多数の分野を占めておる次第であります。海上保安庁はいかなる法規違反といえども、これを假借することなく、できるだけまじめな沿岸警備漁民を保護するといふ考えに立つておるわけであります。

○上村進君　それが実際の場合においては、その非常にまじめな取締りとも見られないようなものがある。これは昨年のできごとであります。鹿兒島沖でございまして。トロール船が来まして、それをこの近海漁業者の方でみずからとつかまえて、海上保安庁にとかく突き出したのです。たいへんの漁をしたのですが、結局それはわずかに二千円ばかりの罰金で済んでしまつた、こういうことになつておる。そうするとこれは大仕掛の侵犯をやろうと思へば、金二千円出せばいくらでもできるという形になつて、結局この領域を侵して侵犯したものが勝ちになつて、そのために近海漁業者が非常に迷惑しておるというのですが、こういう事実があつたのでございましょうか。

○大久保政府委員　ただいま御質問の中、犯罪の刑罰の量定の問題は、司法機関の行つた職権でございまして、海上保安庁は法律違反があると認めました場合におきましては、それを検挙いたしまして、それの司法機関にこれを送致いたすわけでありまして。海上保安庁といたしましては、いやくも法規違反に對しましては、假借するといふことは考へていないわけでありま

す。

第一編第一号　内閣委員会議第十八号　昭和二十五年四月十七日

んか。――御質疑がなければ、この際運輸委員会よりの申入れの件を御報告いたします。

運輸委員会の申入れの件は、お手元に配付いたしてありますように、管区海上保安部の位置を、大阪市を神戸市に、福岡市を門司市にいたすとともに、六海上保安管区を七海上保安管区といたし、舞鶴市に管区海上保安部を置くといふものであります。

ただいまの運輸委員会の申入れの件につきましては、種々御意見もあるようでありまして、一応その趣旨は承つておくこととしたし、その決定はしばらく延期いたしたと存じます。〔異議ありませんか。〕

○鈴木委員　御異議なければ、さうとりはからいます。

○鈴木委員　労働省設置法等の一部を改正する法律案、経済調査法の一部を改正する法律案、及び建設省設置法の一部を改正する法律案を一括議題といたします。御質疑はありますか。――御質疑がなければこの際お諮りいたします。経済調査法の一部を改正する法律案及び建設省設置法の一部を改正する法律案について、建設委員会より連合審査を開きたい旨の申入れがありますので、建設委員会と両案について連合審査を開きたいと存じます。御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○鈴木委員　御異議なければさう決定いたします。なお連合審査会は明日午前十時より開会いたします。本日はこれにて散会いたします。午後三時一分散会

〔参照〕

通商産業省設置法等の一部を改正する法律案に対する修正案
通商産業省設置法等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

(1) 第一條中第七條の改正規定中「米國對日援助物資等處理特別會計」を「輸出信用保險特別會計、米國對日援助物資等處理特別會計」に改める。

(2) 第一條中第八條の改正規定の次に次の一項を加える。
第九條第十一號の次に次の一項を加え、同條第十二號中「貿易特別會計」の下に「及び輸出信用保險特別會計」を加える。

(3) 第一條中第十五條の二の改正規定中第一號を次のように改める。
一 米國對日援助物資の引取、保管、売却及びこれらに附帶する業務並びにその他の輸入に関する事業を行うこと。

(4) 第一條中第二十四條の改正規定を次のように改める。
第二十四條第三號の次に次の一項を加え、同條第七號中「賠償の実施」の下に「及び賠償施設の活用」を加え、同條第十七號中「及び工業品規格」を削る。

三の二 輸出信用保險に関すること。

(5) 第二條中第四條の改正規定の次に次の一項を加える。
第六條第六項中「通商産業大臣の申出により、」を削り、「内閣が」を「工業技術局長官が」に改め

る。

(6) 附則第一項中「昭和二十五年四月一日」を「公布の日」に改め、同項に次の但書を加える。
但し、附則第二項及び第三項の規定は、昭和二十五年四月一日から適用する。

(7) 附則第二項中「この法律施行の際」を「昭和二十五年三月三十一日において」に改める。

(8) 附則第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。
3 昭和二十五年三月三十一日において、都道府県の商工資材事務所の用に供していた国の所有に属する物品であつて、通商産業大臣の指定するものは、当該商工資材事務所の所在する都道府県に無償で譲與するものとする。

恩給法等の一部を改正する法律案
(内閣提出)に関する報告書
通商産業省設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

経済安定本部設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
(都合により別冊附録に掲載)

昭和二十五年五月十八日印刷

昭和二十五年五月十九日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所